

令和 8 年 第 2 回

さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 2 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例の一部改正）	市 長	P 5
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	"	P13
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市国民健康保険税条例の一部改正）	"	P16
4	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号））	"	P24
5	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号））	"	P44
6	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について	"	P60
7	さくら市行政手続条例の一部改正について	"	P62
8	さくら市印鑑条例の一部改正について	"	P64
9	さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	"	P66
10	さくら市税条例の一部改正について	"	P67
11	さくら市都市計画税条例の一部改正について	"	P74
12	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	"	P76
13	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	"	P85
14	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	"	P89

番号	事 件 名	提案者	ページ
15	さくら市企業誘致条例の一部改正について	市 長	P91
16	さくら市水道事業給水条例の一部改正について	”	P97
17	令和 8 年度さくら市一般会計補正予算(第 2 号)	”	P99
18	さくら市教育委員会教育長の任命同意について	”	P114
19	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P115
20	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P116
21	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P117
22	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P118
23	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P119
24	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P120
25	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P121
26	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P122
27	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P123
28	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P124
29	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P125
30	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P126
31	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P127
32	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P128

番号	事 件 名	提案者	ページ
33	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P129
34	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P130
35	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P131
36	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P132
37	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P133
報告 1	令和7年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	”	P134
報告 2	令和7年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	”	P136
報告 3	令和7年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	”	P138
報告 4	令和7年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	”	P140
報告 5	さくら市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について	”	P142
報告 6	専決処分事項の報告について（南小放課後児童クラブ施設整備工事（建築工事）請負契約の変更）	”	P143
報告 7	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	”	P145
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	”	P147

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 4 号 さくら市税条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第4号

専決処分書

さくら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第13号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項から第3項まで、第5項及び第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項

中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月1日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4

第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に

係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさくら市税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 さくら市税条例等の一部を改正する条例（平成26年さくら市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 5 号 さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第5号

専決処分書

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第14号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成17年さくら市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10項の見出し及び同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交

通省令第110号) 第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号) 第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) 附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号) 第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。) 又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号) 第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。) のいずれに該当するかの別

附則第13項から第16項までの規定中「附則第15条から第15条の3まで」を「法附則第15条から第15条の3まで」に改める。

附則第18項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさくら市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 6 号 さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第6号

専決処分書

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第15号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金（という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主

(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の7」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円
- (2) 特定世帯 450円
- (3) 特定継続世帯 675円

第12条第2項中「次条」を「第13条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期)

第12条の2 前条第1項の規定にかかわらず、法第318条の規定により個人の市民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯（以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯」という。）においては、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる第1期とする。ただし、市長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯における普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる納期とする。

2 前条第2項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、前条第1項に掲げる期間のうち、次条の規定による算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間で納税通知書に定めるものとする。ただし、市長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯に課する国民健康保険税の納期は、前条第2項の規定に定めるところによる。

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、同項中「場合には、17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 473円

第21条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 338円

第21条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

第21条第3項中「及び」を「並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に

限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第12項、第13項、第15項、第16項、第17項、第18項、第19項及び第20項中「第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 7 号 令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第 7 号 専決処分書

令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4,069 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 257 億 6,816 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 31 日

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
9 環 境 性 能 割 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金
10 地 方 特 例 交 付 金	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
18 寄 附 金	1 寄 附 金
19 繰 入 金	2 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	4 雑 入
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
217,782	7,351	225,133
52,000	△3,211	48,789
152,000	10,110	162,110
13,782	452	14,234
2,000	8,990	10,990
2,000	8,990	10,990
32,000	15,914	47,914
32,000	15,914	47,914
32,000	45,283	77,283
32,000	45,283	77,283
87,000	14,023	101,023
87,000	14,023	101,023
1,070,000	183,532	1,253,532
1,070,000	183,532	1,253,532
82,000	△79	81,921
82,000	△79	81,921
20,000	10,118	30,118
20,000	10,118	30,118
51,204	6,946	58,150
0	6,946	6,946
3,295,649	44,296	3,339,945
3,295,649	44,296	3,339,945
5,000	△1,270	3,730
5,000	△1,270	3,730
1,460,007	4,575	1,464,582
1,460,007	4,575	1,464,582
627,724	△100,818	526,906
538,350	△100,818	437,532
1,544,505	1,832	1,546,337
180,181	1,832	182,013
25,527,476	240,693	25,768,169

歳 出

款		項	
2 総務費			
		1 総務管理費	
5 農林水産業費			
		1 農業費	
		2 林業費	
7 土木費			
		4 都市計画費	
9 教育費			
		5 社会教育費	
		6 保健体育費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,359,788	329,532	3,689,320
2,791,490	329,532	3,121,022
961,354	14,679	976,033
942,208	13,798	956,006
19,146	881	20,027
2,478,434	54,427	2,532,861
1,136,565	54,427	1,190,992
3,269,891	△157,945	3,111,946
518,225	110	518,335
1,088,224	△158,055	930,169
25,527,476	240,693	25,768,169

令和7年度さくら市一般会計補正予算
(第10号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
2	地方譲与税	217,782
3	利子割交付金	2,000
4	配当割交付金	32,000
5	株式等譲渡所得割交付金	32,000
6	法人事業税交付金	87,000
7	地方消費税交付金	1,070,000
8	ゴルフ場利用税交付金	82,000
9	環境性能割交付金	20,000
10	地方特例交付金	51,204
11	地方交付税	3,295,649
12	交通安全対策特別交付金	5,000
18	寄附金	1,460,007
19	繰入金	627,724
21	諸収入	1,544,505
歳入合計		25,527,476

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
7,351	225,133	
8,990	10,990	
15,914	47,914	
45,283	77,283	
14,023	101,023	
183,532	1,253,532	
△79	81,921	
10,118	30,118	
6,946	58,150	
44,296	3,339,945	
△1,270	3,730	
4,575	1,464,582	
△100,818	526,906	
1,832	1,546,337	
240,693	25,768,169	

歳出

款		補正前の額	補正額
2	総務費	3,359,788	329,532
5	農林水産業費	961,354	14,679
7	土木費	2,478,434	54,427
9	教育費	3,269,891	△157,945
	歳出合計	25,527,476	240,693

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
3,689,320			162,055	167,477	
976,033				14,679	
2,532,861				54,427	
3,111,946			△158,055	110	
25,768,169			4,000	236,693	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	217,782	7,351	225,133
	1 地方揮発油譲与税	52,000	△3,211	48,789
		1 地方揮発油譲与税	52,000	△3,211
	2 自動車重量譲与税	152,000	10,110	162,110
		1 自動車重量譲与税	152,000	10,110
	3 森林環境譲与税	13,782	452	14,234
		1 森林環境譲与税	13,782	452
3	利子割交付金	2,000	8,990	10,990
	1 利子割交付金	2,000	8,990	10,990
		1 利子割交付金	2,000	8,990
4	配当割交付金	32,000	15,914	47,914
	1 配当割交付金	32,000	15,914	47,914
		1 配当割交付金	32,000	15,914
5	株式等譲渡所得割交付金	32,000	45,283	77,283
	1 株式等譲渡所得割交付金	32,000	45,283	77,283
		1 株式等譲渡所得割交付金	32,000	45,283
6	法人事業税交付金	87,000	14,023	101,023
	1 法人事業税交付金	87,000	14,023	101,023
		1 法人事業税交付金	87,000	14,023
7	地方消費税交付金	1,070,000	183,532	1,253,532
	1 地方消費税交付金	1,070,000	183,532	1,253,532
		1 地方消費税交付金	1,070,000	183,532
8	ゴルフ場利用税交付金	82,000	△79	81,921

2 地方譲与税
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	△3,211	地方揮発油譲与税	△3,211
1 自動車重量譲与税	10,110	自動車重量譲与税	10,110
1 森林環境譲与税	452	森林環境譲与税	452

1 利子割交付金	8,990	利子割交付金	8,990

1 配当割交付金	15,914	配当割交付金	15,914

1 株式等譲渡所得割交付金	45,283	株式等譲渡所得割交付金	45,283

1 法人事業税交付金	14,023	法人事業税交付金	14,023

1 地方消費税交付金	183,532	地方消費税交付金 社会保障財源交付金	73,221 110,311

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補正額	計	
	1	ゴルフ場利用税交付金	82,000	△79	81,921
		1 ゴルフ場利用税交付金	82,000	△79	81,921
9		環境性能割交付金	20,000	10,118	30,118
	1	環境性能割交付金	20,000	10,118	30,118
		1 環境性能割交付金	20,000	10,118	30,118
10		地方特例交付金	51,204	6,946	58,150
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	6,946	6,946
		1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	6,946	6,946
11		地方交付税	3,295,649	44,296	3,339,945
	1	地方交付税	3,295,649	44,296	3,339,945
		1 地方交付税	3,295,649	44,296	3,339,945
12		交通安全対策特別交付金	5,000	△1,270	3,730
	1	交通安全対策特別交付金	5,000	△1,270	3,730
		1 交通安全対策特別交付金	5,000	△1,270	3,730
18		寄附金	1,460,007	4,575	1,464,582
	1	寄附金	1,460,007	4,575	1,464,582
		1 一般寄附金	3	466	469
		2 教育費寄附金	4	109	113
		3 ふるさとづくり寄附金	1,460,000	4,000	1,464,000
19		繰入金	627,724	△100,818	526,906

8 ゴルフ場利用税交付金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 ゴルフ場利用税交付金	△79	ゴルフ場利用税交付金	△79
1 環境性能割交付金	10,118	環境性能割交付金	10,118
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	6,946	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	6,946
1 地方交付税	44,296	特別交付税 震災復興特別交付税	44,310 △14
1 交通安全対策特別交付金	△1,270	交通安全対策特別交付金	△1,270
1 一般寄附金	466	早乙女桜並木再整備募金	466
4 社会教育費寄附金	109	ミュージアム寄附金	109
1 ふるさとづくり寄附金	4,000	プロサッカーによる地域の元気づくり寄附金	4,000

款 項 目		補正前の額	補正額	計	
	2	基金繰入金	538,350	△100,818	437,532
		1 財政調整基金繰入金	338,350	△100,818	237,532

21		諸収入	1,544,505	1,832	1,546,337
	4	雑入	180,181	1,832	182,013
		2 雑入	180,176	1,832	182,008

19 繰入金
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	△100,818	財政調整基金繰入金	△100,818

1 総務費雑入	1,832	栃木県市町村振興協会交付金	1,832

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	3,359,788	329,532	3,689,320			162,055	167,477
1	総務管理費	2,791,490	329,532	3,121,022			162,055	167,477
	1 一般管理費	1,388,478	179,532	1,568,010			162,055	17,477
	8 基金費	33,901	150,000	183,901				150,000

5	農林水産業費	961,354	14,679	976,033				14,679	
	1	農業費	942,208	13,798	956,006				13,798
		7 農業構造改善費	99,164	13,798	112,962				13,798
	2	林業費	19,146	881	20,027				881
		1 林業費	19,146	881	20,027				881

7	土木費	2,478,434	54,427	2,532,861				54,427	
	4	都市計画費	1,136,565	54,427	1,190,992				54,427
		3 公園費	198,641	54,427	253,068				54,427

9	教育費	3,269,891	△157,945	3,111,946			△158,055	110	
	5	社会教育費	518,225	110	518,335				110
		8 博物館費	140,423	110	140,533				110
	6	保健体育費	1,088,224	△158,055	930,169			△158,055	
		1 体育総務費	585,289	△158,055	427,234			△158,055	

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	179,532	○ふるさとづくり寄附事業 基金積立金	179,532 179,532
24 積立金	150,000	○基金積立事業 基金積立金	150,000 150,000

24 積立金	13,798	○総合交流ターミナル施設維持管理事業 基金積立金	13,798 13,798
24 積立金	881	○森林環境保全事業 基金積立金	881 881

24 積立金	54,427	○桜の郷づくり事業 基金積立金	54,427 54,427

24 積立金	110	○博物館作品購入等事業 基金積立金	110 110
18 負担金、補助 及び交付金	△158,055	○プロサッカーによる地域の元気づくり推進事業 補助金	△158,055 △158,055

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 8 号 令和 8 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第 8 号 専決処分書

令和 8 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 330 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 235 億 330 万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 4 月 8 日

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
21 諸	収 入		
		4 雑	入
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,389,591	3,300	1,392,891
178,175	3,300	181,475
23,500,000	3,300	23,503,300

歲 出

款	項
8 消 防 費	1 消 防 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
930,791	3,300	934,091
930,791	3,300	934,091
23,500,000	3,300	23,503,300

令和8年度さくら市一般会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
21 諸	収 入	1,389,591
	歳 入 合 計	23,500,000

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
3,300	1,392,891	
3,300	23,503,300	

歳出

款	補正前の額	補正額
8 消費防費	930,791	3,300
歳出合計	23,500,000	3,300

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
934,091			3,300		
23,503,300			3,300		

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補正額	計
21		諸収入	1,389,591	3,300	1,392,891
	4	雑入	178,175	3,300	181,475
		2 雑入	178,170	3,300	181,470

21 諸収入
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務費雑入	3,300	建物総合損害共済災害共済金（総務課） 3,300

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8		消防費	930,791	3,300	934,091			3,300	
	1	消防費	930,791	3,300	934,091			3,300	
		2 消防施設費	823,624	3,300	826,924			3,300	

8 消防費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	3,300	○消防施設管理事業 工事請負費
		3,300 3,300

議案第6号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6年さくら市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（以下「免責条例」という。）第1条の改正規定を次のように改める。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第3条のうち、免責条例第1条の改正規定の次に次のように加える。

第2条中「第173の4条第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附則中「定める日」を「掲げる日（令和8年9月24日）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

さくら市行政手続条例の一部改正について

さくら市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市行政手続条例の一部を改正する条例

さくら市行政手続条例（平成17年さくら市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書

面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさくら市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第8号

さくら市印鑑条例の一部を改正する条例

さくら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市印鑑条例の一部を改正する条例

さくら市印鑑条例（平成17年さくら市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「前条」の次に「第1項」を加え、「利用して」を「用いて」に、「本市の電子計算機器と電気通信回線により」を「市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で」に、「端末機で」を「通信端末機器であって」に改め、「証明書等を」の次に「自動的に」を加え、「その他必要事項等」を「その他の必要事項」に、「の申請をし、その交付を受ける」を「を申請する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条第4項の事由が生じた場合は、この限りでない。
第13条の2第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをい

う。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)

(2) 移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)

第13条の2に次の1項を加える。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請について準用する。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第13条の2第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第9号

さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年さくら市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当」を「給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、第2種初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条中「次に掲げる職員とする」を「第2条第2項各号に掲げる職員とする」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

さくら市税条例の一部改正について

さくら市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金

等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同

項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「額が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第10項から第13項までの規定中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項及び第16項中「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをし

たときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第

19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第10条の2の規定 公布の日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のさくら市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前のさくら市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規

定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第11号

さくら市都市計画税条例の一部改正について

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成17年さくら市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則中第19項を第20項とし、第18項を第19項とする。

附則第17項中「附則第10項及び第12項」を「附則第11項及び第13項」に、「附則第10項及び第13項」を「附則第11項及び第14項」に、「附則第11項、第13項及び第14項」を「附則第12項、第14項及び第15項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

10 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後のさくら市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第12号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の
運営に関する条例の一部改正について

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及び
さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特
定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の
運営に関する条例の一部を改正する条例

(さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の
一部改正)

第1条 さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例
(平成26年さくら市条例第22号)の一部を次のように改正す
る。

第2条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に

掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、「又は認定こども園」を「又は認定こども園（」に改め、同項第3号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」に改め、同条第7項中「者に限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第14条第6号中「定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第23条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」に改める。

第25条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第31条中「の利用定員は、」を「は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を」に改める。

第44条中「と、同項第4号中「次号」とあるのは「第44条において準用する第24条第1項第5号」とする」を「とする」に改める。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び」に改める。

附則第7項中「家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」に改める。

（さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正）

第2条 さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学

校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考の方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第6条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第8条第1項中「法第20条の規定による申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第11条の見出しを「（特定教育・保育の提供の記録）」に改める。

第12条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第19条第7号中「第5条第2項及び第3項」を「第5条第2項」に、「選考の方法」を「選考方法及び同条3項に規定する選考の方法」に改める。

第21条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第34条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育

認定子ども」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と「法第19条第1号」とあるのは「法第19条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第35条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学時前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の

小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 第36条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第38条第1項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に改め、同条第2項中「この節」を「この節（第42条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第39条第2項及び第40条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第41条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者に

より特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項1号」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同条第9項中「第1項第1号及び第2号」を「同項第1号及び第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

第45条第7号中「第38条第2項に規定する選考の方法」を「第38条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第46条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第47条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第48条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第49条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第11条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第13条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第13条第1項」に、「と読み替える」を「と、第24条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設

の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定子ども園法第27条の2第1項各号)とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第50条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」を「をいう。次条第3項及び第51条第3項」に、「第39条第2項」を「第36条第3項、第38条第3項及び第39条第2項」に、「含む。次条第3項」を「を含む。第51条第3項」に、「以下この節」を「以下この節（第42条第1項を除く。）」に、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」に、「第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第50条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下の条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第36条第2項、第28条第2項及び第39条第2項を除き、第49条において準用する第7条から第13条まで（第9条及び第12条を除く。）第16条から第18条まで及び第22条から第32条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第38条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第50条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
条例及びさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につ
いて

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさ
くら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
条例及びさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正す
る条例

(さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の
一部改正)

第1条 さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例
(平成26年さくら市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」とい
う。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規

模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第27条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第40条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第43条第3項中「看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10項中「第25条第3項」を「第25条第3項若しくは第4項」に、「第40条第3項」を「第40条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第25条第2項又は第40条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第25条第2項又は第40条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例（令和6年9月4日条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例」の次に「（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第25条第2項、第27条第2項、第40条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第2項、第27条第2項、第40条第2項及び第43条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
条例及びさくら市乳児等通園支援事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部改正について

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさ
くら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
条例及びさくら市乳児等通園支援事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の
一部改正)

第1条 さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例
(平成26年さくら市条例第22号)の一部を次のように改正す
る。

第9条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第9条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準
用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴

力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年さくら市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行の日（令和8年12月25日）から施行する。

議案第 15 号

さくら市企業誘致条例の一部改正について

さくら市企業誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市企業誘致条例の一部を改正する条例

さくら市企業誘致条例（平成 17 年さくら市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「物品の製造、加工、工作又は修理」を「製造業その他の規則で定める業種に係る事業」に改め、同条第 2 号中「適正化」を「適正化等」に改め、同条第 4 号中「又は所有する」を「所有し、又は賃借する」に改め、同条第 5 号中「事業用施設を新設する場合」を「市内に事業用施設を有しない企業が市内に事業用施設を設置すること」に改め、同条第 6 号中「事業用施設と同一業種の」を「事業用施設の敷地以外の用地を市内に取得し、当該用地に新たに」に、「設置し、又は当該事業用施設の敷地内若しくはこれに隣接して事業用施設を増設する場合」を「設置すること」に、「事業用施設と同一業種の」を「事業用施設の敷地以外の用地を市内に取得し、当該用地に新たに事業用施設を設置すること」に、「設置し、又は当該事業用施設の敷地内若しくはこれに隣接して事業用施設を増設する場合」を「設置すること」に改め、同条第 7 号中「雇用保険法」を「企業が雇用する労働者のうち雇用保険法」に改め、「被保険者」の次に「であるも

の」を加え、同条第 8 号を次のように改める。

(8) 指定区域 市域のうち次のいずれかに該当する区域をいう。

ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域

イ 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項の規定により市が定める計画において、工業用地の形成等を図る地域とされたもの

第 2 条第 9 号を削り、同条第 10 号中「増設に要した」を「増設のための」に、「もの」を「固定資産」に、「取得額の合計額」を「取得に要した経費の総額」に改め、同号を同条第 9 号とする。

第 3 条第 1 項中「第 1 条に規定する目的を達成するため事業用施設の用に供する土地（以下「用地」という。）を取得若しくは賃借し、又は」を削り、「行う」を「行い、又は行おうとする」に改め、同項第 2 号中「用地又は」を「事業用施設に資する用地、」に改める。

第 4 条の見出しを「（交付要件等）」に改め、同条中「及び交付金額等」を「、交付金額等」に、「別表」を「別表第 1 から別表第 4 まで」に改める。

第 6 条中「（前条第 2 項の指定事業者をいう。以下同じ。）からその事業用施設を継承した」を「が当該事業用施設を他の企業に継承し、かつ、当該指定に係る奨励金の交付期間内である」に、「継承した企業が被指定事業者として」を「継承された企業（以下「継承人」という。）は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により、奨励措置を受けようとする継承人は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

第 7 条中「指定事業者」の次に「（継承人を含む。以下同じ。）」を加える。

第 8 条第 1 号中「別表」を「別表第 1 から別表第 4 まで」に、「ない」を「なくなった」に改め、同条第 2 号中「事業を休止し、若しくは廃止したとき又は休止し、若しくは」を「当該事業用施設での事業を休止し、又は」に改め、同条第 3 号中「申請に際し」を「第 5 条第 1 項又は第 6 条第 2 項の規定による申請に際し、」に改める。

第 9 条中「報告及び」を「事業の状況等に係る報告若しくは」に、「当該事業用施設」を「又は当該事業用施設」に改める。

第 10 条中「第 6 条」を「第 5 条第 2 項」に、「第 9 条に規定する」を「第 8 条の規定による」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の4表を加える。

別表第1（第4条、第8条関係）

工場等立地奨励金

区域	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額
指定区域	1 工場等を新設又は増設していること。 2 1の新設又は増設のための投下固定資産総額が5,000万円以上であること。 3 1の新設又は増設のための用地の取得後5年以内に当該事業用施設で営業を開始していること。 4 市税を完納していること。 5 当該事業用施設での常用雇用者が5人以上であること。	当該事業用施設（用地を含む。）に係る固定資産税額及び都市計画税額を合算した額	3年	交付期間内全体で3億円
指定区域以外の市域	指定区域と同じ。	当該事業用施設（用地を含む。）に係る固定資産税額及び都市計画税額を合算した額の2分の1の額	3年	交付期間全体で1億円

備考 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第4条、第8条関係）

ホテル等立地奨励金

交付要件	奨励金額	交付期間	限度額
1 ホテル等を新設又は増設していること。	当該事業用施設（用	3年	なし

<p>2 1の新設又は増設のための投下固定資産総額が5,000万円以上であること。</p> <p>3 1の新設又は増設のための用地の取得後5年以内に当該事業用施設で営業を開始していること。</p> <p>4 市税を完納していること。</p> <p>5 当該事業用施設での常用雇用者が5人以上であること。</p> <p>6 1が新設の場合は、当該事業用施設は、客室が30室以上又は収容人員が100人以上であること。</p> <p>7 2が増設の場合は、客室が10室以上の事業用施設の設置であり、かつ、増設後の当該企業の事業用施設は、客室が30室以上又は収容人員が100人以上であること。</p>	<p>地を含む。)に係る固定資産税額及び都市計画税額を合算した額</p>		
--	--------------------------------------	--	--

備考 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第3(第4条、第8条関係)

用地取得奨励金

交付要件	奨励金額	交付期間	限度額
<p>1 工場等立地奨励金(新設に限る。)又はホテル等立地奨励金(新設に限る。)のいずれかの交付要件を満たしていること。</p> <p>2 当該新設のために1,000㎡以上の用地を取得していること。</p> <p>3 取得した用地の代金(割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金)の支払が完了していること。</p>	<p>用地の購入額(割賦で取得する場合は、利息相当額は含まない。)の10分の1の額</p>	<p>1年</p>	<p>1,000万円</p>

備考 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第 4（第 4 条、第 8 条関係）

賃借型工場等設置奨励金

交付要件	奨励金額	交付期間	限度額
<p>1 用地又は既存の工場等（以下「用地等」という。）を賃借することで工場等を新設又は増設していること。</p> <p>2 1 の新設又は増設のために用地を賃借した場合は、当該用地の面積が 3,000 m² 以上で、既存の工場等を賃借した場合は、当該工場等の敷地面積が 1,000 m² 以上であること。</p> <p>3 1 の新設又は増設のための用地等の賃借の開始後 2 年以内に当該用地等を活用した事業用施設で営業を開始していること。</p> <p>4 市税を完納していること。</p> <p>5 当該事業用施設での常用雇用者が 5 人以上であること。</p> <p>6 用地等の賃借の相手方との関係が次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）で規定する親会社等又は子会社等でないこと。</p> <p>(2) 資本提携をしていないこと。</p>	<p>用地等の賃借額の 10 分の 1 の額</p>	<p>3 年</p>	<p>交付期間全体で 1,000 万円</p>

備考 奨励金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、この条例による改正前のさくら市企業誘致条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 2 項の規定により指定を行われた指定事業者（この条例の施行前にされた旧条例第 5 条第 1 項の規定により申請書を提出した企業でこの条例の施行の

際、指定を行うかどうかの処分がされていないものを含む。) に対する奨励金の交付要件、交付期間、交付金額等については、なお従前の例による。

議案第16号

さくら市水道事業給水条例の一部改正について

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

さくら市水道事業給水条例（平成17年さくら市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,408円」を「1,859円」に、「1,793円」を「2,365円」に、「2,563円」を「3,564円」に、「4,752円」を「6,831円」に、「6,413円」を「10,274円」に、「17,963円」を「26,840円」に、「27,720円」を「39,985円」に、「64,163円」を「100,837円」に、「154,000円」を「235,939円」に、「179円30銭」を「217円80銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、令和9年3月1日以後に徴収する料金の額の算定から適用し、同日前までに徴収する料金の額の算定については、なお従前の例による。

議案第17号

令和8年度さくら市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度さくら市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,408万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億9,738万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月4日提出

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
15 国 庫 支 出 金	2 国 庫 補 助 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,742,465	94,087	3,836,552
806,537	94,087	900,624
23,503,300	94,087	23,597,387

歳 出

款		項	
3 民 生 費			
		2 児 童 福 祉 費	
4 衛 生 費			
		1 保 健 衛 生 費	
5 農 林 水 産 業 費			
		1 農 業 費	
9 教 育 費			
		1 教 育 総 務 費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
8,461,383	16,604	8,477,987
4,300,979	16,604	4,317,583
1,502,505	23,800	1,526,305
721,251	23,800	745,051
820,255	42,700	862,955
797,284	42,700	839,984
3,292,449	10,983	3,303,432
818,602	10,983	829,585
23,503,300	94,087	23,597,387

令和8年度さくら市一般会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15 国	庫 支 出 金	3,742,465
	歳 入 合 計	23,503,300

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
94,087	3,836,552	
94,087	23,597,387	

歳出

款		補正前の額	補正額
3	民生費	8,461,383	16,604
4	衛生費	1,502,505	23,800
5	農林水産業費	820,255	42,700
9	教育費	3,292,449	10,983
歳出合計		23,503,300	94,087

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
8,477,987	16,604				
1,526,305	23,800				
862,955	42,700				
3,303,432	10,983				
23,597,387	94,087				

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	3,742,465	94,087	3,836,552
	2 国庫補助金	806,537	94,087	900,624
	1 総務費国庫補助金	187,578	94,087	281,665

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務費補助金	94,087	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー） 94,087

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
3	民生費	8,461,383	16,604	8,477,987	16,604				
	2	児童福祉費	4,300,979	16,604	4,317,583	16,604			
	1	児童福祉総務費	2,365,296	16,604	2,381,900	16,604			

4	衛生費	1,502,505	23,800	1,526,305	23,800			
	1	保健衛生費	721,251	23,800	745,051	23,800		
	1	保健衛生総務費	216,002	23,800	239,802	23,800		

5	農林水産業費	820,255	42,700	862,955	42,700			
	1	農業費	797,284	42,700	839,984	42,700		
	3	農業振興費	95,119	42,700	137,819	42,700		

9	教育費	3,292,449	10,983	3,303,432	10,983			
	1	教育総務費	818,602	10,983	829,585	10,983		
	2	事務局費	586,201	10,983	597,184	10,983		

3 民生費
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	16,604	○施設型給付・地域型給付等事業 交付金 ○児童館等管理運営事業 交付金	13,747 13,747 2,857 2,857
18 負担金、補助 及び交付金	23,800	○医療機関物価高騰対策支援金交付事業 交付金	23,800 23,800
18 負担金、補助 及び交付金	42,700	○農業用資材等高騰対策事業 交付金	42,700 42,700
10 需用費	10,902	○教育振興補助事業 消耗品費	10,983 10,902
11 役務費	81	通信運搬費	81

議案第 19 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 秋元 秀則

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 20 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 石塚 良男

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 21 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 角田 充也

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 22 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 金子 順一

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 23 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 神山 智子

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 24 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 軽部 俊典

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 25 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 見目 哲昭

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 26 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 小菅 和彦

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 27 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 小室 宗徳

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 28 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 柴山 能成

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 29 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 鈴木 羊子

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 30 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 高木るみ子

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 31 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 田崎 次男

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 32 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 手塚 栄一

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日 提出

さくら市長 中村 卓資

議案第 33 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 蛭田 博之

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 34 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 古澤 孝典

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 35 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 村上 一典

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 36 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 吉澤 佳哲

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

議案第 37 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 和氣 文夫

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

報告第 1 号

令和 7 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 7 年度さくら市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 8 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

(別紙)

令和7年度さくら市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
3	民生費	1 社会福祉費	介護施設整備事業	168,026,000	168,026,000		168,026,000			
3	民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援 手当事業	148,900,000	10,313,000	10,313,000				
5	農林水産業費	1 農業費	農業構造転換支援事業	52,000,000	52,000,000		52,000,000			
5	農林水産業費	1 農業費	農業用ため池防災減災 対策事業	202,656,000	202,656,000		135,104,000	33,600,000		33,952,000
6	商工費	1 商工費	企業誘致推進事業	11,803,000	11,803,000					11,803,000
6	商工費	1 商工費	物価高騰対策地元応援 商品券発行事業	281,290,000	281,290,000		281,290,000			
7	土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震診断・改 修等事業	4,100,000	4,100,000		3,100,000			1,000,000
7	土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	83,148,000	35,518,000		15,934,000	15,100,000		4,484,000
7	土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	97,148,000	97,148,000		23,019,000	46,400,000		27,729,000
7	土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号道路改良 事業	105,328,000	105,328,000		6,479,000	88,800,000		10,049,000
7	土木費	2 道路橋梁費	雨水排水対策事業	25,988,000	25,288,000			25,200,000		88,000
7	土木費	2 道路橋梁費	スマートインターチェ ンジ設置事業	6,000,000	6,000,000				3,000,000	3,000,000
7	土木費	3 河川費	準用河川改修事業	28,920,000	28,820,000			28,800,000		20,000
7	土木費	4 都市計画費	都市整備課庶務事務	17,765,000	17,765,000					17,765,000
7	土木費	4 都市計画費	氏家駅東地区魅力向上 事業	24,100,000	24,100,000			24,100,000		
8	消防費	1 消防費	消防施設管理事業	21,847,000	21,813,000			21,800,000		13,000
8	消防費	1 消防費	防災事業費	3,410,000	3,410,000		1,705,000			1,705,000
9	教育費	6 保健体育費	プロサッカーによる地 域の元気づくり推進事 業	60,797,000	60,797,000			43,000,000		17,797,000
9	教育費	6 保健体育費	総合公園管理事業	3,960,000	3,960,000					3,960,000

報告第 2 号

令和 7 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和 7 年度さくら市一般会計事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和 8 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

(別紙)

令和7年度さくら市一般会計 事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年 繰越 額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既 定 財 源	未 定 財 源	一般財源	
5 農林水産 業費	1 農業費	農道等整備補修事業	19,061	14,254	4,807	2,354	7,161			7,161	上流部の隣接箇所において、県発注工事との 工程調整により不測の 日数を要したため
5 農林水産 業費	1 農業費	農業用ため池防災減 災対策事業	92,950	70,000	22,950	8,000	30,950		29,580	1,370	降雪、降雨の影響によ り工事の遅延が生じた ため
9 教育費	6 保健体育費	その他の施設管理事 業	1,347		1,347		1,347			1,347	工事使用部材の工場製 作に不測の日数を要す ることが判明したため

報告第 3 号

令和 7 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

令和7年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説明	
						損益勘定 留保資金					
1	資本的支出	1	建設改良費	令和7年度専用回線 廃止に伴うテレメー ター更新工事	円	円	円	円	円	円	当該事業は令和7年度・8年度におい て債務負担行為を行っており、令和7 年度においては予算執行をしていな いため
				42,000,000		42,000,000	42,000,000	0	0		
				向河原浄水場2号揚 水ポンプ交換工事	3,520,000		3,520,000	3,520,000	0	0	
合 計			45,520,000	0	45,520,000	45,520,000	0	0			

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説明		
						損益勘定 留保資金						
1	水道事業費 用	1	営業費用	3号取水場非常用発 電機蓄電池交換工事	円	円	円	円	円	円	機器の納品に、不測の日数を要する ため。	
				990,000		990,000	990,000	0	0			
				7号取水場非常用発 電機蓄電池交換工事	605,000		605,000	605,000	0	0		機器の納品に、不測の日数を要する ため。
				向河原浄水場非常用 発電機蓄電池交換工 事	1,089,000		1,089,000	1,089,000	0	0		機器の納品に、不測の日数を要する ため。
合 計			2,684,000	0	2,684,000	2,684,000	0	0				

報告第 4 号

令和 7 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

令和7年度 さくら市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	資本的支出	1 建設改良費	円 498,480	円 88,440	円 410,040	円 0	円 0	円 410,040	円 0	円 0	監視制御設備更新工事において入札不調に伴う設計変更が必要となったため
1	資本的支出	1 建設改良費	円 15,510,000	円 0	円 15,510,000	円 7,750,000	円 7,750,000	円 10,000	円 0	円 0	関係機関との調整に不測の期間を要し年度内の完了が困難となったため
1	資本的支出	1 建設改良費	円 22,500,000	円 0	円 22,500,000	円 10,350,000	円 12,050,000	円 100,000	円 0	円 0	注文品の製作に時間を要し年度内の納品が困難となったため
1	資本的支出	1 建設改良費	円 54,000,000	円 0	円 54,000,000	円 20,450,000	円 31,200,000	円 2,350,000	円 0	円 0	請負業者において作業員や重機等の確保が困難となったため
合 計			92,508,480	88,440	92,420,040	38,550,000	51,000,000	2,870,040	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	下水道事業費用	1 営業費用	円 7,183,000	円 0	円 7,183,000	円 0	円 0	円 7,183,000	円 0	円 0	労働需要が急増し、請負業者において作業員等の確保ができず年度内の完了が困難となったため
1	下水道事業費用	1 営業費用	円 8,580,000	円 0	円 8,580,000	円 0	円 0	円 8,580,000	円 0	円 0	更新する曝気装置において年度内の納品が困難となったため
合 計			15,763,000	0	15,763,000	0	0	15,763,000	0	0	

報告第 5 号

さくら市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更
について

さくら市新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したから、
新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 8 項において準用
する同条第 6 項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

報告第 6 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第 3 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 9 日

さくら市長 中村 卓資

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、契約金額を次のとおり変更する。

1 契約の目的

南小放課後児童クラブ施設整備工事（建築工事）
（令和 7 年 5 月 22 日議決）

2 契約金額

変更前 308,000,000 円
変更後 313,775,000 円（5,775,000 円の増額）

3 契約の相手方

荒牧・猪瀬特定建設工事共同企業体
代表構成員 栃木県さくら市草川 66 番地 1
株式会社 荒牧組
構成員 栃木県さくら市松山 1013 番地 1
株式会社 猪瀬

4 変更理由

舗装構成・範囲見直し等のため

報告第 7 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 大山 純子

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 6 月 4 日提出

さくら市長 中村卓資